

災害防止規定（建設の事業）

建設作業における災害防止のための規定を次のとおり定める。

第1 安全管理

- 1 組合に安全管理担当者（理事のうちから組合長が委属する。）をおき、組合員の安全管理を行う。
- 2 安全管理担当者は作業場、作業方法等について定期的に点検を実施するほか、組合員の安全作業に関する教育訓練の責任を有し、発生した災害原因の調査及び対策を行うものとする。
- 3 組合員は安全管理担当者の指示に従うことはもちろん、進んで災害防止に努力しなければならない。

第2 衛生管理

- 1 組合に衛生管理担当者（理事のうちから組合長が委属する。）をおき、組合員の衛生管理を行う。
- 2 衛生管理担当者は作業条件、施設等の衛生上の改善、衛生教育、健康相談その他組合員の健康保持のための措置を行うものとする。
- 3 組合員は衛生管理担当者の指示に従うことはもちろん、進んで衛生管理に努めなければならない。

第3 安全作業

- 1 組合員は作業前に準備体操を行うこと。
- 2 作業前にその日の作業を熟知し、材料、器具の点検を確実にを行うほか作業服装に注意すること。
- 3 作業足場についてはとくに下記の点に注意すること。
 - (イ) 足場に使用する材料は損傷、変形、腐蝕がないかどうか点検する。
 - (ロ) 抱き足場は使用しない。
 - (ハ) 鋼管足場は継手、金具等のゆがみがないか点検する。
 - (二) 材料としての足場板は幅 20 cm以上、厚さ 3.5 cm以上、長さ 3.6 m以上のものを使用する。
 - (ホ) 足場の構造及び材料に応じて作業床の最大積載荷重を定め、且つこれを超えて積載しない。
 - (ヘ) つり足場については動揺、転位等を防止するための措置を講じる。

- 4 木、布、はり、脚立その他の作業床の支持物は荷重によって破壊することのないように注意すること。
- 5 床材は転位、脱落しないよう2以上の支持物に取り付けてあるかどうか点検すること。
- 6 乗降のためやむを得ない場合を除いては、他の足場、脚立、はしご等を支持台としないこと。
- 7 材料、器具、工具等を上げ下げする場合は、つり網、つり袋等を使用すること。
- 8 命綱、保護帽等の保護具は、作業の状況に応じ着実に使用すること。
- 9 倒壊を防止する筋かい、壁つなぎ又は控の安全を点検すること。
- 10 感電事故のおそれのある作業においては、絶縁菅、絶縁履等を表着し接触による危険を止めること。なお、可能な限り電源を切って作業をすること。
- 11 材料の製作運搬等のためミキサー、ウインチ、砂フルイ器等を使用する時は、点検等によって危険を防止すること。
- 12 暴風雨等悪天候のため作業の危険が予想されるときは作業を中心すること。

第4 衛生措置

- 1 組合員は毎年、組合で実施する定期の健康診断を受けなければならない。
- 2 組合員は常に自らの健康管理に留意し心身の過労を戒めること。
- 3 暑熱、寒冷、多湿、その他衛生上有害な作業場においては、とくに作業時間、作業方法、作業終了の措置等について配慮すること。

第5 その他

以上のほか、労働安全衛生法、労働安全衛生規則の「安全衛生管理体制」「原動機及び動力伝導装置」「機械装置」「型わく支保工」「足場」「墜落防止」「崩壊、落下の予防」「電気災害の防止」「保護具」「火災及び爆発の防止」等の条項を遵守すること。